資料３－１

乳児等通園支援事業者の認可及び利用定員について

１　概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和６年６月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第47号）が公布され、全ての子供・子育て世帯を対象とする支援の拡充等の必要な措置を講じるものとして、保育所等に通っていない満３歳未満の子どもの通園のための給付として創設されたものであり、令和７年度から制度化し、令和８年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で実施している。

本市においても、令和７年10月から市内６施設（公立２施設、私立４施設）において「こども誰でも通園スタートアップ事業」を実施したところであり、令和８年度においては新たな給付制度として市内14施設（公立２施設、私立12施設）で実施している。

今般、新たに１事業者から乳児等通園支援事業認可申請等があったため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びいわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年いわき市条例第28号）等に基づき審査を行ったところ、基準に適合していることが確認されたことから、乳児等通園支援事業者の認可及び利用定員の決定を行うもの。

２　認可手続き及び基準

⑴　認可手続き

事業者から認可申請があったときは、市は「いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び関係法令等に適合しているか審査を行うとともに、児童福祉法第 34 条の 15 第４項の規定により、市児童福祉審議会（市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）の意見聴取を行うこととされている。

⑵　設備及び職員配置の基準

本事業の実施に当たっては次の条件を満たさなければならない。

ア　設備の基準

利用児童の年齢	設備基準	配置基準
満２歳未満	乳児室又はほふく室及び便所	3.3 ㎡／人
満２歳以上	保育室又は遊戯室及び便所	1.98 ㎡／人

イ　職員の配置基準

利用児童の年齢	配置基準
乳児	おおむね３人につき１人以上
満１歳以上	おおむね６人につき１人以上

※　乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士とする。

※　一事業所につき乳児等通園支援従事者は２人以上とする。

３　利用定員の決定

乳児等通園支援事業所（公立含む）の利用定員の決定に当たっては、子ども・子育て支援法第 54 条の２第３項の規定により、市児童福祉審議会（市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）の意見聴取を行うこととされている。

利用定員の決定については、市が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う必要がある。今回の決定を含めた市全体における１時間当たりの利用定員は 34 人（詳細は「４施設一覧」のとおり）であり、令和８年度から令和 11 年度までにおける必要利用定員総数を超過しないこととなる。

（参考）需給計画

	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	64	61	56	53

４　施設一覧

開始年度	施設名	施設区分	地区	実施方式	利用定員（人） 区分	0 歳	1 歳	2 歳	合計	開所日時
R7	いわき市立渚保育所	保育所	小名浜	一般	時当たり	1	1	1	3	月～金 9:00～16:00
					月当たり	36	36	36	108	
R7	いわき市立内郷保育所	保育所	内郷	一般	時当たり	1	1	1	3	月～金 9:00～16:00
					月当たり	60	60	60	180	
R7	若葉台保育園	保育所	平	余裕	時当たり	1	1	1	3	月～金 10:00～16:00
					月当たり	120	120	120	360	
R7	愛宕保育園	保育所	小名浜	余裕	時当たり	1	1	1	3	月～土 9:00～16:30
					月当たり	180	180	180	540	
R7	あそびの森こども園	認定こども園	小名浜	一般	時当たり	0	2	2	4	月～金 9:00～16:00
					月当たり	0	280	280	560	
R7	おおくらブランチ ATATAME 保育園	小規模保育事業所	勿来	一般	時当たり	1	1	1	3	水～金 9:00～11:00
					月当たり	24	24	24	72	
R8	梅香保育園	保育所	平	余裕	時当たり	3	0	0	3	月～金 9:00～15:00
					月当たり	360	0	0	360	
R8	螢保育園	保育所	平	余裕	時当たり	3	0	0	3	月～金 9:00～15:00
					月当たり	360	0	0	360	
R8	平第一幼稚園	認定こども園	平	余裕	時当たり	－	－	－	3	月～金 9:00～15:00
					月当たり	－	－	－	360	
R8	なこそ幼稚園	認定こども園	勿来	一般	時当たり	2	2	3	7	月～金 8:00～14:00
					月当たり	240	240	360	840	
R8	久之浜こども園	認定こども園	久之浜	余裕	時当たり	－	－	－	6	月～金 9:00～15:00
					月当たり	－	－	－	720	
R8	くほんじひらくぼ保育園	小規模保育事業所	平	余裕	時当たり	－	－	－	2	火～木 8:30～11:30
					月当たり	－	－	－	72	
R8	はなまる保育園	事業所内保育事業所	平	余裕	時当たり	1	1	1	3	月～金 9:00～16:00
					月当たり	140	140	140	420	
R8	聖テモテ幼稚園	幼稚園	小名浜	一般	時当たり	0	0	3	3	月～金 8:00～17:00
					月当たり	0	0	540	540	
新規	ぐーぐーきっず	認可外保育施設	小名浜	一般	時当たり	－	－	－	3	月～金 9:00～16:00
					月当たり	－	－	－	420	
１月当たりの利用定員の合計　①									5,912	
市全体における１時間当たりの利用定員　①/176 時間（四捨五入）									34	

※　令和８年度から、乳児、幼児の区分を問わず「利用定員」の総数のみを定めることが可能となっている。

※　余裕活用型事業については、通常保育の受け入れ状況により、定員が変動する。